

【表紙】

【提出書類】	公開買付届出書の訂正届出書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2024年11月21日
【届出者の氏名又は名称】	堂島汽船株式会社
【届出者の住所又は所在地】	大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	06-6341-0891
【事務連絡者氏名】	株式会社富洋海運 執行役員 笹島 貴臣
【代理人の氏名又は名称】	該当事項はありません。
【代理人の住所又は所在地】	同上
【最寄りの連絡場所】	同上
【電話番号】	同上
【事務連絡者氏名】	同上
【縦覧に供する場所】	堂島汽船株式会社 (大阪府大阪市北区堂島二丁目3番8号) 株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

- (注1) 本書中の「公開買付者」とは、堂島汽船株式会社をいいます。
- (注2) 本書中の「対象者」とは、兵機海運株式会社をいいます。
- (注3) 本書中の「法」とは、金融商品取引法(昭和23年法律第25号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注4) 本書中の「府令」とは、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令(平成2年大蔵省令第38号。その後の改正を含みます。)をいいます。
- (注5) 本書中の記載において、日数又は日時の記載がある場合は、別段の記載がない限り、日本国における日数又は日時を指すものとします。
- (注6) 本書の提出に係る公開買付け(以下「本公開買付け」といいます。)は、法で定められた手続及び情報開示基準に従い実施されるものです。

1 【公開買付届出書の訂正届出書の提出理由】

2024年10月18日付で提出した公開買付届出書(2024年11月1日付で提出した公開買付届出書の訂正届出書により訂正された事項を含みます。)につきまして、①対象者が2024年11月15日付けで「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「対象者反対表明プレスリリース」といいます。)を公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したこと、及び②対象者が2024年11月12日付で第82期半期報告書(以下「対象者半期報告書」といいます。)を近畿財務局長に提出したことに伴い、①対象者による対象者反対表明プレスリリースの公表に関連して、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」等の項目において追記又は訂正すべき内容が生じたこと、及び②「第5 対象者の状況」の「4 継続開示会社たる対象者に関する事項」に追記すべき事項が生じたことから、これらを訂正するとともに、対象者半期報告書を新たに添付書類として追加するため、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を提出するものです。

2 【訂正事項】

I 公開買付届出書

第1 公開買付要項

3 買付け等の目的

(1) 本公開買付けの概要

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

4 買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数

(1) 買付け等の期間

① 届出当初の期間

8 買付け等に要する資金

(1) 買付け等に要する資金等

10 決済の方法

(2) 決済の開始日

第5 対象者の状況

4 継続開示会社たる対象者に関する事項

(1) 対象者が提出した書類

② 半期報告書

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

(2) 府令第13条第1項第12号の規定による書面

3 【訂正前の内容及び訂正後の内容】

訂正箇所には下線を付しております。

I 公開買付届出書

第1 【公開買付要項】

3 【買付け等の目的】

(1) 本公開買付けの概要

(訂正前)

<前略>

なお、富洋海運は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (iii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、2024年4月17日付で対象者に対して資本業務提携契約の締結に係る提案を行っておりますが、対象者取締役会より、同年6月4日付で当該提案について全取締役一致でこれを辞退する旨の回答を書面で得ております。かかる状況を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの実施に先立ち、対象者と本公開買付けに関する協議を行ったとしても、事前に同意をいただける見込みはなく、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さい一方で、公開買付者が本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると、情報開示・漏洩等により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになるデメリットが大きいものと考えたことから、対象者と本公開買付けに関する協議は行っており、本書提出日以降、公開買付者から対象者に対して接触する予定もございません。したがって、本書提出日現在、公開買付者は、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を受けておりません。

<中略>

この他、本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、富洋海運から2024年10月7日付で金800,000千円を借り入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。最後に、上記の通り、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同する旨の意見表明は受けていないものの、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、対象者の経営陣においても本公開買付けの意義を十分ご理解いただき、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うことを期待するとともに、事業法人株主様等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が2024年10月30日に公表した「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「対象者意見表明留保プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。))の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者が2024年10月31日に公表した「大和工業グループとの資本提携及び業務提携の協議開始について」(以下、「対象者2024年10月31日付リリース」といいます。))によれば、同日、対象者と大和工業グループ(大和工業株式会社及び大和工業株式会社の連結子会社ヤマトスチール株式会社、以下、総称して「大和グループ」といいます。))は、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書(以下「対象者意見表明報告書」といいます。)を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

(訂正後)

<前略>

なお、富洋海運は、下記「(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程 (iii) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程」に記載の通り、2024年4月17日付で対象者に対して資本業務提携契約の締結に係る提案を行っておりますが、対象者取締役会より、同年6月4日付で当該提案について全取締役一致でこれを辞退する旨の回答を書面で得ております。かかる状況を踏まえ、公開買付者は、本公開買付けの実施に先立ち、対象者と本公開買付けに関する協議を行ったとしても、事前に同意をいただける見込みはなく、本公開買付けに先立ち対象者に接触することのメリットが小さい一方で、公開買付者が本公開買付けを検討している事実を知る関与者が増加すると、情報開示・漏洩等により対象者株式の市場価格が上昇するリスクが増大することになるデメリットが大きいものと考えたことから、対象者と本公開買付けに関する協議は行っており、本書提出日以降、公開買付者から対象者に対して接触する予定もございません。したがって、本公開買付けに係る公開買付届出書の提出日時点において、公開買付者は、対象者が本公開買付けに賛同する旨の意見表明を受けておりませんでした。

<中略>

この他、本公開買付けの資金は全て公開買付者の手元資金で賄う予定です。具体的には、公開買付者は、富洋海運から2024年10月7日付で金800,000千円を借り入れたことにより調達した資金をもって、本公開買付けの買付け等に要する資金に充当することを予定しております。最後に、上記の通り、本書提出日現在、対象者から本公開買付けに賛同する旨の意見表明は受けていないものの、公開買付者としては、本公開買付けは経済産業省が2023年8月31日付で公表した「企業買収における行動指針—企業価値の向上と株主利益の確保に向けて—」を遵守した真摯な提案に該当するものであると考えており、対象者の企業価値向上に資するのみならず、その株主の皆様及び取引先の皆様にとって魅力的なご提案であると考えておりますので、対象者の経営陣においても本公開買付けの意義を十分ご理解いただき、対象者が本公開買付けについて賛同決議を行うことを期待するとともに、事業法人株主様等含め多くの株主の皆様にご賛同・応募いただけるものと確信しております。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者が2024年10月30日に公表した「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(留保)のお知らせ」(以下「対象者意見表明留保プレスリリース」といいます。)によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した公開買付届出書(以下「本公開買付届出書」といいます。)の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者が2024年10月31日に公表した「大和工業グループとの資本提携及び業務提携の協議開始について」(以下、「対象者2024年10月31日付リリース」といいます。)によれば、同日、対象者と大和工業グループ(大和工業株式会社及び大和工業株式会社の連結子会社ヤマトスチール株式会社、以下、総称して「大和グループ」といいます。)は、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書(以下「対象者意見表明報告書」といいます。)を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

そして、対象者が2024年11月15日に公表した「堂島汽船株式会社による当社株券に対する公開買付けに関する意見表明(反対)のお知らせ」(以下「対象者反対表明プレスリリース」といいます。))によれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、本公開買付けに反対の意見を表明する旨を決議したとのことです。なお、上記の対象者取締役会決議の詳細については、対象者反対表明プレスリリースをご参照ください。

その後、公開買付者は、対象者が2024年11月15日に対象者反対表明プレスリリースを公表し、同日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出したことに伴い、「第1 公開買付要項」の「3 買付け等の目的」等の項目において、記載事項の一部に追記又は訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項の規定に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2024年11月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年12月5日まで延長することといたしました。

(2) 本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程並びに本公開買付け後の経営方針

① 公開買付者が本公開買付けの実施を決定するに至った背景、目的及び意思決定の過程

(訂正前)

<前略>

その後、2024年5月1日付で、対象者より当該面談の実施について応諾する旨の回答を得たことから、富洋海運は、同年5月15日付で、対象者との間で面談を実施し、本提案書の内容及び協業案について説明を行いました。かかる面談において、対象者からは、本提案書の内容について同年5月27日に開催予定の対象者取締役会で諮るとの説明を受けました。その後、対象者からの要請により、同年6月4日に富洋海運は対象者と再度面談を行いましたが、対象者の同年5月27日付取締役会において審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退することとなった旨の回答を、当該面談時に書面(以下「本回答書」といいます。))により得ました。また、同年6月4日の当該面談において、公開買付者グループと対象者間の協業に係る検討自体は継続したい旨の意向を併せて確認しました。しかしながら、富洋海運としては、富洋海運が提示した対象者の企業価値向上に係る協業案について何らの評価も示されることがなく、本回答書では提案を拒絶されている状況であり、その後同年7月29日に実施した富洋海運と対象者の代表取締役との面談においても、業務提携の案を具体的に進める時期について明確に示されなかったことを踏まえ、今後仮に対象者との協議を継続した場合においても、対象者内部において真摯にかつ迅速に業務提携の検討が進まない可能性が高いものと考えたとともに、対象者との交渉過程や富洋海運が提供する情報について、対象者株主に対しても開示がなされ、透明性を確保した方が対象者取締役会に真摯にご検討いただけたと考えるに至りました。そして、2024年8月下旬、対象者との資本業務提携を実現するためには、まずは公開買付けの手法により可及的速やかに対象者株式を取得し、公開買付者グループが対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となった上で対象者への発言権を強化してから、再度資本業務提携に係る交渉に望むことが、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に向けた最善の方策であると考えました。また、2024年9月上旬、富洋海運は、同社は取締役が4名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となること、富洋海運の代表取締役社長でもある久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的な意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立した上で、本公開買付けの主体とすることが最善であると判断しました。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した本公開買付届出書の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者2024年10月31日付リリースによれば、同日、対象者と大和グループは、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで対象者意見表明報告書を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

<後略>

(訂正後)

<前略>

その後、2024年5月1日付で、対象者より当該面談の実施について応諾する旨の回答を得たことから、富洋海運は、同年5月15日付で、対象者との間で面談を実施し、本提案書の内容及び協業案について説明を行いました。かかる面談において、対象者からは、本提案書の内容について同年5月27日に開催予定の対象者取締役会で諮るとの説明を受けました。その後、対象者からの要請により、同年6月4日に富洋海運は対象者と再度面談を行いました。対象者の同年5月27日付取締役会において審議した結果、資本業務提携については全取締役一致で辞退することとなった旨の回答を、当該面談時に書面(以下「本回答書」といいます。)により得ました。また、同年6月4日の当該面談において、公開買付者グループと対象者間の協業に係る検討自体は継続したい旨の意向を併せて確認しました。しかしながら、富洋海運としては、富洋海運が提示した対象者の企業価値向上に係る協議案について何らの評価も示されることなく、本回答書では提案を拒絶されている状況であり、その後同年7月29日に実施した富洋海運と対象者の代表取締役との面談においても、業務提携の案を具体的に進める時期について明確に示されなかったことを踏まえ、今後仮に対象者との協議を継続した場合においても、対象者内部において真摯にかつ迅速に業務提携の検討が進まない可能性が高いものと考えとともに、対象者との交渉過程や富洋海運が提供する情報について、対象者株主に対しても開示がなされ、透明性を確保した方が対象者取締役会に真摯にご検討いただけると考えるに至りました。そして、2024年8月下旬、対象者との資本業務提携を実現するためには、まずは公開買付けの手法により可及的速やかに対象者株式を取得し、公開買付者グループが対象者の株式を可能な限り多く所有する株主の立場となった上で対象者への発言権を強化してから、再度資本業務提携に係る交渉に望むことが、対象者及び公開買付者グループの企業価値向上に向けた最善の方策であると考えました。また、2024年9月上旬、富洋海運は、同社は取締役が4名いる会社であり、会社法上、その業務執行の決定には取締役の過半数による決定が必要となるところ、富洋海運の代表取締役社長でもある久保大介氏のみを公開買付者の取締役とすることで、本公開買付け成立後に対象者の議決権行使について迅速かつ機動的な意思決定を行うことを可能とする観点から、対象者株式を保有する目的の法人を設立した上で、本公開買付けの主体とすることが最善であると判断しました。

その後、公開買付者は、2024年10月18日より本公開買付けを開始いたしましたが、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、同日開催の対象者取締役役会において、取締役全員の一致により、本公開買付けに対する意見の表明を留保する旨を決議したとのことです。そして、対象者意見表明留保プレスリリースによれば、対象者は、公開買付者から、対質問回答報告書が提出され次第、速やかにその内容を精査し、本公開買付けに関して公開買付者が2024年10月18日に提出した本公開買付届出書の内容その他の関連情報とあわせて慎重に評価・検討を行った上で、本公開買付けに対する対象者の賛否の意見を最終決定の上、表明する予定とのことです。

また、対象者2024年10月31日付リリースによれば、同日、対象者と大和グループは、対象者及び大和グループの事業発展及び持続的な成長を目指し、資本提携及び業務提携の協議を開始することを合意したとのことです。もっとも、対象者2024年10月31日付リリースによれば、大和グループによる対象者の株式の具体的な取得株式数、取得方法、取得時期等については同日時点においては未定とのことです。

これに伴って、公開買付者は、①対象者が2024年10月30日付けで対象者意見表明留保プレスリリースを公表し、同日付けで対象者意見表明報告書を関東財務局長に提出したこと、並びに、②対象者が対象者2024年10月31日付リリースを公表したことに伴い、法第27条の8第2項の規定に基づき、本公開買付届出書の訂正届出書を提出いたしました。

そして、対象者反対表明プレスリリースによれば、対象者は、2024年11月15日開催の対象者取締役役会において、本公開買付けが、対象者の企業価値向上及び対象者株主の共同の利益に資するものではなく、むしろ対象者の企業価値及び株主の共同の利益を毀損するものであると判断したことを理由として、本公開買付けに反対の意見を表明する旨を決議したとのことです。かかる対象者取締役役会決議の詳細については、対象者反対表明プレスリリースをご参照ください。

その後、公開買付者は、対象者が2024年11月15日付けで本公開買付けに関する意見表明報告書の訂正報告書を関東財務局長に提出し、当該訂正報告書において対象者が上記理由に基づき本公開買付けに反対する旨の意見に変更したことに伴い、公開買付届出書の記載事項の一部に訂正すべき事項が生じたので、法第27条の8第2項の規定に基づき、公開買付届出書の訂正届出書を関東財務局長に提出するとともに、これに伴い、法第27条の8第8項の規定に基づき、公開買付期間を当該訂正届出書の提出日である2024年11月21日から起算して10営業日を経過した日にあたる2024年12月5日まで延長することいたしました。

公開買付者は、対象者反対表明プレスリリースの内容を踏まえた場合、対象者株主が本公開買付けに応募するか否かの判断に必要となる情報提供の観点からは十分でないと考えております。特に、大和工業株式会社が公表した2024年11月11日付「兵機海運株式会社の株式取得について」によれば、株式取得のスキームについて、同社が対象者株式を市場内で買い付けるという情報のみが開示されており、対象者反対表明プレスリリースにおいても、大和グループとの資本業務提携の具体的な内容が開示されていませんが、公開買付者としては、対象者株式の市場内取引の平均売買高が少ないことから、大和グループとの間で資本業務提携を実現するための資本取引は現実的には困難であると考えております。さらに、公開買付者としては、対象者株式の株価は本公開買付けの開始を契機に上昇しているものであり、本公開買付けの結果、買付予定数を大幅に下回った場合、本公開買付けは対象者との資本業務提携による企業価値向上を目的の一つとしているところ、当該目的が達成されないことにより株価が上昇する旨の市場の期待が損なわれることから、対象者株式の株価は、本公開買付け終了後に本公開買付け価格を下回ることが想定されるものと考えております。また、上述の通り、対象者株式を売却できる機会は限定的であるため、本公開買付けは対象者株主において、所有株式をまとめて売却できる機会であると考えており、かかる公開買付者の意見も踏まえた上で、対象者株主においては本公開買付けの応募についてご判断いただきたいと考えております。

なお、対象者反対表明プレスリリースに対する公開買付者の見解についての詳細は、公開買付者のホームページ(<http://www.fuyokkk.co.jp/img/202411a.pdf>)に掲載していますので、ご参照ください。

<後略>

4 【買付け等の期間、買付け等の価格及び買付予定の株券等の数】

(1) 【買付け等の期間】

① 【届出当初の期間】

(訂正前)

買付け等の期間	2024年10月18日(金曜日)から2024年11月29日(金曜日)まで(30営業日)
公告日	2024年10月18日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

(訂正後)

買付け等の期間	2024年10月18日(金曜日)から2024年12月5日(木曜日)まで(34営業日)
公告日	2024年10月18日(金曜日)
公告掲載新聞名	電子公告を行い、その旨を日本経済新聞に掲載します。 (電子公告アドレス https://disclosure2.edinet-fsa.go.jp/)

8 【買付け等に要する資金】

(1) 【買付け等に要する資金等】

(訂正前)

買付代金(円)(a)	693,225,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	<u>2,000,000</u>
合計(円)(a)+(b)+(c)	<u>705,225,000</u>

<後略>

(訂正後)

買付代金(円)(a)	693,225,000
金銭以外の対価の種類	—
金銭以外の対価の総額	—
買付手数料(円)(b)	10,000,000
その他(円)(c)	<u>3,000,000</u>
合計(円)(a)+(b)+(c)	<u>706,225,000</u>

<後略>

10 【決済の方法】

(2) 【決済の開始日】

(訂正前)

2024年12月6日(金曜日)

(訂正後)

2024年12月12日(木曜日)

第5 【対象者の状況】

4 【継続開示会社たる対象者に関する事項】

(1) 【対象者が提出した書類】

(訂正前)

② 【半期報告書】

該当事項はありません。

(訂正後)

② 【半期報告書】

事業年度 第82期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)

2024年11月12日 近畿財務局長に提出

II 公開買付届出書の添付書類

(1) 公開買付条件等の変更の公告

公開買付者は、本公開買付けについて、買付条件等の変更を行ったため、2024年11月21日付で「公開買付条件等の変更の公告」の電子公告を行いました。当該「公開買付条件等の変更の公告」を2024年10月18日付「公開買付開始公告」の変更として本書に添付いたします。なお、「公開買付条件等の変更の公告」を行った旨は、日本経済新聞に遅滞なく掲載する予定です。

(2) 府令第13条第1項第12号の規定による書面

対象者が2024年11月12日付で第82期中(自 2024年4月1日 至 2024年9月30日)に係る半期報告書を近畿財務局長に提出したため、府令第13条第1項第12号の規定による書面を本訂正届出書に添付いたします。